

受付番号：

課題名：尿中落下細胞を用いたエリスロポエチン産生機構の解析

**1. 研究の対象**

2011年8月～2020年7月に腎疾患のため当院で血液尿検査や腎生検を受けられた方

**2. 研究期間**

倫理審査委員会承認日～2025年8月31日

**3. 研究目的**

尿中落下細胞を用いてエリスロポエチン産生機構の解析を行う。

**4. 研究方法**

通常の診療で使用したのちに保管されている尿や腎生検検体を用いて、尿中に含まれるエリスロポエチン産生細胞を分離・培養し、エリスロポエチン産生機構の解明を行う。またその実験結果が、研究対象者の臨床情報（年齢、性別、疾患名、各種血液尿検査結果、腎病理組織学的所見、腎機能、使用薬剤など）と関連するか検討する。

**5. 研究に用いる試料・情報の種類**

試料： 通常の診療で使用した尿や腎生検検体

情報： 年齢、性別、疾患名、各種血液尿検査結果、腎病理組織学的所見、腎機能、使用薬剤など

**6. 外部への試料・情報の提供**

本研究の患者さんの試料・情報の共同研究機関への提供については、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。提供にあたっては、情報に関しては紙媒体で、または暗号化された電子情報とし外部記録媒体に保管のうえ提供します。試料においても情報においても研究対象者である患者さん個人が特定できないように氏名の代わりに記号などへ置き換えます。この氏名と記号の対応表は、当センターの研究責任者が保管・管理します。

## 7. 研究組織

本学の研究責任者：

東北大学大学院医学系研究科附属創生応用医学研究センター酸素医学分野

准教授 鈴木教郎

東北大学病院小児科

助教 内田奈生

共同研究機関

藤田医科大学小児科

講師 熊谷直憲

共同研究代表者

藤田医科大学小児科

講師 熊谷直憲

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、  
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者： 内田奈生(助教)

連絡先： 東北大学病院 小児科

〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町1-1

Tel:平日 022-717-7744 夜間・休日022-717-7024

研究代表者： 藤田医科大学 小児科 講師 熊谷直憲

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合